



7月の行政相談

〈相会場〉

日時 19日(木)午前10時～午後2時
場所 つがる市柏支所2階(相談室)

行政相談員 鈴木克隆氏

柏鷺坂清見62の42

電話 35・2042

第48回青森県公民館研究 フォーラム開催

人づくりの観点は地域住民が心のふれあいを深めながら、自己の啓発・向上を目指して豊かで住みよい地域社会を形成することにあり、家庭・学校・地域の連携を深めて活動を推進することから、コミュニティの場における公民館活動の一層の充実を図るため開催します。

「地域資源を活用した公民館活動のあり方」

講師 佐々木 高 雄氏

(株)東奥日報社相談役

期 日 8月27日(月) 午前9時受付

場 所 生涯学習交流センター「松の館」

参加対象 生涯学習・地域・ボランティア・自治会活動等に関心のある方

生涯学習・地域・ボランティア・自治会活動等に関心のある方

参加費 資料代として、一人1000円
(昼食はお茶付で、別途600円で幹旋)

内容 オリエンテーション、記念講演、分科会

申込締切 7月31日(火)

問い合わせ先

つがる市教育委員会 生涯学習課

電話 49・1200

「男性の料理教室」開催

簡単にバランスのとれた食事を一緒に作ってみませんか。

日時 8月10日(金)

午前9時30分～正午

場 所 市役所木造保健センター内

対象者 男性

参加費 無料

申込期限 8月3日(金)

たくさんの方の参加をお待ちしております。

〇持参するもの 三角巾・エプロン

申し込み・問い合わせ先

市役所 健康推進課

電話 42・2044

みんなでつくる活力ある農業 講演会開催

故郷がみずみずしいのは、農村があるからで、今、農業・農村は急激に変わろうとしています。

それは、食べ物をつくる農業の仕組みが変わることを意味し、時代の変化に対応した、活力ある農業の新たな仕組みを講演会で提案しますので、ご参加お待ちしております。

日時 8月2日(木) 午後1時30分

場 所 オルテンシア 小ホール

講師・演題

農山村地域経済所長 楠本 雅弘氏

「元氣な農業と活力ある地域

～集落営農の大きな可能性～」

問い合わせ先

五所川原市農業委員会

電話 35・2111

交通事故で困った時 困った人のご相談は…

交通事故の態様は複雑化しており、その解決にお困りの方も多いと思います。そのような時は一度ご相談ください。

相談日 月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後1時～5時

専門の相談員がご相談に応じます。

損害保険一般のご相談も受け付けします。

問い合わせ先

(社)日本損害保険協会

青森相談センター

電話 017・722・1025

病気やケガで視力をなくした方へ

青森県視覚障害者情報センターでは、点字、テープ、CDにより図書の実実に努めています。

お読みになりたい本のリクエストを待っています。

また、センター蔵書にない図書でも、全国の点字図書館から貸出を受けることが出来ます。

費用は一切無料となっております。これらの貸出、返却は無料の郵便を利用することになっておりますので、お気軽に電話で申し込みください。

問い合わせ先

青森県視覚障害者情報センター

電話 017・782・7799

あおもりU・J・ターナー フェア開催

県では、故郷にUターンしたい方、祖父母の出身地にIターンしたい方など、県内企業に就職を希望する方と県内企業の面接相談会を開催します。

事前の申し込みは不要ですので、ご自由に参加ください。

日時 8月12日(日) 午後1時～5時

場 所 青森市 ラ・プラス 青い森

問い合わせ先

青森県商工労働部労政・能力開発課

電話 017・734・9398

雇用保険法が変わります 雇用保険被保険者のみなさまへ

●雇用保険の受給資格要件が変わります
原則として、平成19年10月1日以降に離職された方から、雇用保険の基本手当を受けて受給するためには満12カ月（各月11日以上）の被保険者期間が必要となります。
※ただし、倒産・解雇等で離職された方は6カ月（各月11日以上）が必要。

●特例一時金の支給額が変わります

平成19年10月1日以降に離職された方から、特例一時金の支給額が基本手当日額の30日分となります。（ただし、当分の間は40日分の支給額となります。）

●育児休業給付の給付率が50%以上に上がります

平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

●教育訓練給付の要件・内容が変わります

本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。

いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

問い合わせ先

五所川原公共職業安定所 雇用保険課
電話 34・3171

消防設備士試験 受験者募集

（財）消防試験研究センター青森県支部は、消防法の規定により青森県知事から委任された平成19年度前期消防設備士試験を次のとおり実施します。

前期試験日

①8月25日（土） 八戸工業高等学校

甲種第1類から第5類

乙種第1類から第7類

②8月26日（日） 青森工業高等学校

甲種特類

甲種第1類から第5類

乙種第1類から第7類

願書受付期間

7月17日（火）～7月26日（木）

受験案内及び受験願書等

（財）消防試験研究センター青森県支部及び県内各消防本部で、受験案内及び受験願書等一式を無料で配布しております。

免状写真書換えの推進

危険物取扱者及び消防設備士の免状をお持ちの皆さんは、免状交付日から10年以内ごとに写真の書換えが必要です。（写真書換え未了の免状を所持することは、消防法令違反です。）

書換え期間の過ぎた免状をお持ちの方は、至急手続きをとってください。

問い合わせ先

（財）消防試験研究センター青森県支部
電話017・722・1902

自衛官募集

自衛官2等陸・海・空士（男子）
（3・4月要員）

応募資格 18歳以上27歳未満

入隊予定 平成20年3・4月

受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）

試験日 9月27日（木）～30日（日）の指定する2日間

試験場所 五所川原市中央公民館

弘前駐屯基地

自衛官2等陸・海・空士（女子）

応募資格 18歳以上27歳未満

入隊予定 平成20年3・4月

受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）

試験日 9月25日（火）

試験場所 青森駐屯基地

自衛隊一般曹候補生

応募資格 18歳以上27歳未満

入隊予定 平成20年3月

受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）

第1次試験日 9月17日（月）

第2次試験日 10月9日（火）～12日（金）

の指定する1日間

試験場所 五所川原地域職業訓練センター

自衛隊航空学生

応募資格 18歳以上21歳未満

入隊予定 平成20年3・4月

受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）

第1次試験日 9月22日（土）
第2次試験日 1次試験合格者について行います。
第3次試験日 2次試験合格者について行います。（航空要員のみ）

試験場所 サンライフ弘前

問い合わせ先

自衛隊五所川原地域事務所
電話 34・2305

つがる現地連絡所の 開設期間変更について

市役所車力支所内に設置されている「仙台防衛施設局つがる現地連絡所」は月曜日から金曜日まで開設していましたが、7月2日より左記のとおり変更になります。

月曜日午後1時～水曜日正午（月曜日が祝日の場合は、木曜日正午）
（木曜日と金曜日は不在となります）

なお、月曜日から金曜日までの間は、仙台防衛施設局又は三沢防衛施設事務所でもご相談等をお受けしています。

問い合わせ先

仙台防衛施設局つがる現地連絡所
電話 56・2119

不在時の連絡先

仙台防衛施設局 施設部 施設企画課
電話022・297・8212

三沢防衛施設事務所

電話 0176・53・3116

被保険者・年金受給者の皆様へ

- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
 - ◇これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。
 - この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなる恐れがあります。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。
 - ◇被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を順次送付します。
 - 疑問があればお問い合わせください。
 - ◇5000万件の記録を被保険者・年金受給者の記録と突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方にはお知らせします。
 - ◇社会保険庁や市に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
 - ◇5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会で可決されています。

年金記録のチェックも願っています

社会保険事務所への来訪によってもご自分の年金加入記録を照会することが出来ますが、来訪前に出来るだけ年金記録を取得していただき、ご自分の年金記録について事前に確認することをお奨めします。

- ① 電話での年金記録の問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」
フリーダイヤル0120-657830
- ② 郵送による年金記録照会は、市役所市民課窓口にある「被保険者加入機関照会申出書」に記入の上、
〒030-8556 青森市本町1-3-9 ニッセイ青森本町ビル9階
青森社会保険事務局 年金課 へ送付してください。
後日「被保険者記録回答票」が郵送されます。

【問い合わせ先】

◇弘前社会保険事務所 電話 0172-27-1309〔青森社会保険事務所 電話 017-734-7498〕

松の館で「年金相談」を開催します。

ご自分の年金記録をもう一度確認してみては？

と き 7月30日(月) 午前9時～午後4時
8月20日(月) 午前9時～午後4時
ところ 生涯学習交流センター 「松の館」 1階 会議室



社会保険事務所の職員が相談に応じますので、年金手帳・基礎年金番号・職歴のメモ等を持参ください。
(年金手帳等をご持参できない場合は、運転免許証等ご自分の身分証明できるものをご持参ください。)

「市税」の納付相談を行っています

市役所収納課では、市税（市・県民税、国民健康保険税など）の「納付相談」を収納課窓口で随時行っています。

特に、国民健康保険税は未納のままにしておきますと「被保険者証」ではなく「資格証明書」の交付となり、保険医療機関で診療を受ける場合は診療費用の全額を支払うことになります。

また、今年度も個人住民税（市・県民税）の滞納者については、地方税法にもとづき、青森県（西北地域県民局県税部）に対し、徴収移管（県税部が直接徴収、差押え等を実施）をする場合があります。

是非、納付相談にお越しください。

都合によりお越しになれない場合は、ご連絡をいただければお伺いします。

問い合わせ先 市役所 収納課 電話 42-2163

空き家の所有者・管理者の方へ

空き家情報の登録をお願いします。

市では、高度経済成長を支えてきた団塊世代が一齐に退職を迎え、故郷へ帰省しゆったりとした生活をしてみたいと思う方のために、空き家物件の情報を収集し、移住を希望される方への情報を提供したいと考えております。

このことは、つがる市にある空き家を有効活用及び交流・定住人口の増加につなげるとともに、地域が活性化することを狙いとしています。空き家を所有・管理されてる方は、空き家情報を登録していただきますようお願いいたします。

空き家情報の流れ



ご登録から入居までの手順

- ① 企画課へ登録希望の電話をしていただき申請書を請求してください。(登録申請書は企画課に用意しています。)
- ② 申請書に必要事項をご記入のうえ、企画課へ提出してください。
- ③ 空き家情報について、つがる市が発行する情報紙・ホームページ等に掲載します。
ここで、公開する内容は築年数や建物構造などの住宅に関する情報であり、所有者・管理者の個人情報に掲載しません。
- ④ 希望者が現れ次第、つがる市が希望者に関する情報(住所、氏名、職業、希望条件等)をお伝えしますので、交渉を開始するかどうかお決めください。開始される場合は、つがる市が希望者に、所有者・管理者の連絡先を伝えます。
- ⑤ 当事者間で交渉・契約となります。

※つがる市役所では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。物件の賃借・売買に関する交渉や契約等に関しての仲介行為はしません。また契約後のトラブル等についても関与しませんので、当事者間で解決してください。

【問い合わせ先】 市役所 企画課 電話 42-2372

ひきこもり家族教室開催

日 時：8月1日(水) 午後6時～午後8時
場 所：木造シルバーふれあいプラザ
内 容：ひきこもりを理解しよう
(ひきこもりとはどのようなものか)
家族同士の話し合い
(不登、悩みなどについて話し合いましょう)
対象者：ひきこもりの青年等を抱える家族

※この教室での約束事

- この教室で聞いたプライバシーに関わることは、お互いに秘密厳守です。
- ※参加希望の方は7月27日(金)までにお申し込みください。当日のご参加も大歓迎です。
- ※個別の相談も受け付けております。家族教室への参加に抵抗がある方は、保健師にご相談ください。

申し込み・お問い合わせ先

市役所 健康推進課 保健師 電話 42-2044

ひきこもりとは、様々な要因によって自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことで、厚生労働省の定義では「6カ月以上自宅に引きこもって社会や学校に行かず、家族以外との密接な対人関係がない状態」とされています。

中には自分の部屋から出てこない、家からは一歩も出ないという人や、コンビニや犬の散歩に出ることはできるという人など、普段の様子は様々です。

このような青年等を抱える家族は、「なぜ仕事に行かず家にいる状態が続いているのか」「いつまでこうしているのか」「本人は何を考えているのか」と悩んだり、何とか家から連れ出そうと頑張ったり、家族だけの問題と抱え込んでしまっているのが実情のようです。

市では、このようにひきこもっている方のことで悩んでおられるご家族を対象に家族教室を開催しています。

昨年度は3回開催し、6家族が参加されました。ひきこもりとはどのようなものか、どのように対応したらよいかなどを学び、「気持ちにゆとりができた」「回数を増やして欲しい」という声が聞かれました。

家族で抱え込まず、同じような悩みを持つ方と語り合ってみませんか？